

政務活動費交付申請書

令和5年3月31日

栃木市長 大川 秀子様
(栃木市議会議長経由)

会派の名称 かがやき
会派代表者氏名 針谷 正夫
(自署しない場合は、記名押印してください。)
(所属議員 5人)

政務活動費の交付を受けたいので、栃木市議会政務活動費の交付に関する
条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 16,392 円
(令和4年5月分)

<内 訳>

項 目	金 額	備 考
研究研修費	円	
調査旅費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	11,095円	
会議費	円	
人件費	円	
その他の経費	5,297円	
支出合計	16,392円	

政務活動費実績報告書

金額 11,095 円

令和5年3月31日

会派代表者氏名 針谷 正夫

支出項目	資料購入費
内 訳	① 読売新聞（針谷、坂東）令和4年5月分 3,400円×2名=6,800円(1紙目：自己負担分) ② 産経新聞（浅野）令和4年5月分 3,400円(1紙目：自己負担分) ③ 下野新聞（針谷、坂東、浅野）令和4年5月分 3,350円×3= <u>10,050円</u> ④ 月刊ガバナンス（針谷）令和4年5月分 <u>1,045円</u>
事 由	調査研究活動のため
債 権 者 住所・氏名	① ③読売センター栃木東部 宮本販売店 栃木市神田町2-2-4 ① ③YC 栃木北部 XXXXXXXXXX 栃木市箱森町25-54 ② ③さらさわ新聞店 栃木市藤岡町藤岡1410 ④株式会社ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費
-------	------	-----	-------

(針谷) 1紙目: 読売新聞
 2紙目: 下野新聞 3, 350円×1ヵ月分=3, 350円 (5月分)

領 収 証 坂 東 一 敏 様 No. XXXXXXXXXX

金額

¥ 36,850 -

但 下野新聞購読料 (2022年5月分 ~ 2023年3月分)
 2023年 3月 3日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

有限会社 宮本新聞店

代表取締役 宮本 守雄

栃木市神田町 2 2 - 4

TEL 0282-22-2300

コクヨ ウケ-695

領 収 証 坂 東 一 敏 様 No. XXXXXXXXXX

金額

¥ 37,400 -

但 読売新聞購読料 (2022年5月分 ~ 2023年3月分)
 2023年 3月 3日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

有限会社 宮本新聞店

代表取締役 宮本 守雄

栃木市神田町 2 2 - 4

TEL 0282-22-2300

コクヨ ウケ-695

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費
-------	------	-----	-------



金崎 734-2

領 収 書

口座振替 お問い合わせ先

針谷 正夫 様

4年 5月分 6,750 円 左記のとおり正に領収致しました4. 5. 25日

新聞名	部数	金額
※読売新聞 統合	1	3,400
※下野新聞	1	3,350

※は軽減税率対象 8%対象 6,750円 (税500円)

Y C 栃木北

栃木県栃木市箱森町25-54 区 049 順 391-000 集 0282-23-8666

領 収 証

21 区 29 490 順 11687 號 R4年5月分

浅野 貴之 様 栃木市岩舟町静3438-1

銘 柄 名	部 数	金 額	合計金額(円)
産経新聞(朝刊)※	1	3,400	6,750
下野新聞※	1	3,350	
※は軽減税率8%(消費税500)	合計	6,750	

4. 5. 25 日

さらさわ新聞店

所長

藤岡店 〒323-1104 栃木市藤岡町藤岡1410 TEL.0282-62-2237 FAX.0282-62-2907 岩舟店 〒329-4307 下都賀郡岩舟町静5144-5 TEL.0282-55-4001

ご購読ありがとうございます。上記の金額領収致しました。領収金額には消費税が含まれています。

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費
-------	------	-----	-------

領 収 証

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社きょうせい

代表取締役 成 吉

弘 次

収
入
印
紙

針谷 正夫

様

¥ 12,540.-

4年 5月 16日

領収証番号

取
扱
者

〔内 訳〕 上記のとおり領収いたしました。金額には消費税及び地方消費税が含まれております

品 名	号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
月刊「ガバナンス」 2022年4月号～2023年3月号		1	12,540	12,540	

※ 本証に、領収証番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

12,540円 ÷ 12ヶ月 = 1,045円 / 1ヶ月

R4.5月分 1,045円

政務活動費実績報告書

金額 5,297 円

令和5年3月31日


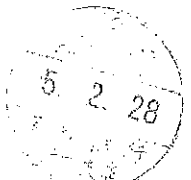


会派代表者氏名

針谷 正夫

支出項目	その他の経費
内 訳	① タブレット端末通信料 （令和4年5月分） ・合計：1人 333円×5名= <u>1,665円</u> ② パソコンのインターネット利用料 ・針谷、中島、浅野、天谷（令和4年5月利用分） ・各3,289円 3,289円×1/6=548円 548円×4名= <u>2,192円</u> ③ インクジェット購入費（針谷） 2,880円×1/2= <u>1,440円</u> （発生ポイント30を差引）
事 由	調査研究活動のため
債 権 者 住所・氏名	① 栃木市長 大川秀子 栃木市万町9-25 ② ケーブルテレビ(株) 栃木市樋ノ口町43-5 ③ コジマ×ビックカメラ 栃木市箱森町41-3

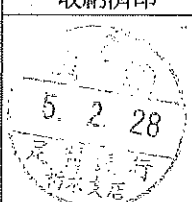
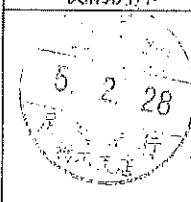


(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
タブレット端末通信料 令和4年5月分 (1人333円×5名=1,665円)			
納入通知書兼領収書		納入通知書兼領収書	
令和4年度	通知書番号 6700036212-00-00	令和4年度	通知書番号 6700036213-00-00
納付者	栃木市西方町金崎734-2 針谷 正夫 様	納付者	栃木市岩舟町静3438-1 浅野 貴之 様
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和4年5月分		タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和4年5月分	
納付金額	333円	納付金額	333円
納入期限		納入期限	
所属	15050000 議会事務局 議事課	所属	15050000 議会事務局 議事課
会計	01 一般	会計	01 一般
款	21 諸収入	款	21 諸収入
項	05 雑入	項	05 雑入
目	04 雑入	目	04 雑入
節	02 雑入	節	02 雑入
細節	01 雑入	細節	01 雑入
説明	67 タブレット端末自己負担金等 (議事課)	説明	67 タブレット端末自己負担金等 (議事課)
上記のとおり納付してください。		上記のとおり納付してください。	
栃木市長 大川 秀子		栃木市長 大川 秀子	
栃木市		栃木市	
収納済印		収納済印	
			
65000187050000		65000187050000	
			
A 5 0 4 6 7 0 0 0 3 6 2 1 2 0 0 0 0 A		A 5 0 4 6 7 0 0 0 3 6 2 1 3 0 0 0 0 A	

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
タブレット端末通信料 令和4年5月分			
納入通知書兼領収書		納入通知書兼領収書	
令和4年度	通知書番号 6700036214-00-00	令和4年度	通知書番号 6700036215-00-00
納付者	栃木市城内町2-39-2 坂東 一敏 様	納付者	栃木市沼和田町41-34 天谷 浩明 様
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和4年5月分		タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和4年5月分	
納付金額	333円	納付金額	333円
納入期限		納入期限	
所属	15050000 議会事務局 議事課	所属	15050000 議会事務局 議事課
会計	01 一般	会計	01 一般
款	21 諸収入	款	21 諸収入
項	05 雑入	項	05 雑入
目	04 雑入	目	04 雑入
節	02 雑入	節	02 雑入
細節	01 雑入	細節	01 雑入
説明	67 タブレット端末自己負担金等 (議事課)	説明	67 タブレット端末自己負担金等 (議事課)
上記のとおり納付してください。		上記のとおり納付してください。	
栃木市長 大川 秀子		栃木市長 大川 秀子	
栃木市		栃木市	
収納済印		収納済印	
			
65000187050000		65000187050000	
			
A 5 0 4 6 7 0 0 0 3 6 2 1 4 0 0 0 0 A		A 5 0 4 6 7 0 0 0 3 6 2 1 5 0 0 0 0 A	

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
タブレット端末通信料 令和4年5月分			
納入通知書兼領収書			
令和4年度		通知書番号 6700036216-00-00	
納付者	栃木市都賀町合戦場768		
	中島 克訓 様		
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和4年5月分			
納付金額	333円		
納入期限			
所属	15050000 議会事務局 議事課		
会計	01 一般		
款	21 諸収入		
項	05 雑入		
目	04 雑入		
節	02 雑入		
細節	01 雑入		
説明	67 タブレット端末自己負担金等 (議事課)		
上記のとおり納付してください。			
栃木市長 大川 秀子			
栃木市			
		収納済印	
65000187050000			
A 5 0 4 6 7 0 0 0 3 6 2 1 6 0 0 0 A			

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当			
天谷議員 令和4年5月分 3,289円×1/6 = <u>548円</u>			

領 収 証

天谷 浩明 様

金額 ¥3,289

但 令和4年5月分
インターネット接続料として

令和4年5月10日

上記正に領収いたしました

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市橋本町43-5

TEL.0282-25-1811/FAX0282-25-1818

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当			
浅野議員 令和4年5月分 3,289円×1/6 = <u>548円</u>			

領 収 証

浅野 貴之 様

金額 ¥3,289

但 令和4年5月分
インターネット接続料として

令和4年5月10日

上記正に領収いたしました

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市橋本町43-5

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1818

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当			
中島議員 令和4年5月分 3,289円×1/6 = <u>548円</u>			

領 収 証

中島 克訓 様

金額 ¥3,289

但 令和4年5月分
インターネット接続料として

令和4年5月10日

上記正に領収いたしました

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市橋本町43-5

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-4038

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当			
針谷正夫議員 令和4年5月分 3,289円×1/6 = <u>548円</u>			

領 収 証

針谷 正夫 様

金額 ¥3,289

但 令和4年5月分
インターネット接続料として

令和4年5月10日

上記正に領収いたしました

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市榑谷町43-5

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1818

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
-------	------	-----	--------

インクジェット代 (針谷) 1/2 充当
 2,910円 - ポイント30 = 2,880円
 2,880円 × 1/2 = 1,440円

領 収 証



コジマ×ビックカメラ 栃木店
 電話番号 0282-24-4001

様

¥2,910-

(内、消費税等 ¥264-)) 代として
 お品物 () 上記正に領収致しました。

「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！
 その1 ポイント交換でお得にお買い物！
 その2 どちらのお店でも核理を承ります！

2022/05/12/09:59 レジ№535/0101
 取引№ [REDACTED] 販売員 [REDACTED]

J/C	SATBK	¥970
J/C	SATBK	¥970
J/C	SATBK	¥970
合計		¥2,910
(内、消費税等		¥264)
点数	3	

お支払い	¥2,910
現金	¥10,010
(内、消費税等	¥264)
釣銭	¥7,100

現在のポイント状況

ポイント対象額 N90442850817* P30
 ポイント 1% ¥2,910
 今回発生ポイント 30 ✓
 ポイント残高 30
 今回のお買上げによりポイントサービスの有効
 期日が2023年05月11日に延長されました。

コジマポイントカード規約

会員規約

コジマアクティブ65

倶楽部会員特約

個人情報規約

コジマポイントカード会員規約

第1条 (目的)

本規約は、株式会社コジマ（以下「当社」といいます。）が発行する「コジマポイントカード」（以下「カード」といいます。）の利用について諸条件を定めるものであり、第2条に定義する会員と当社間の一切の関係を適用されます。

第2条 (会員)

会員とは、本規約を承諾のうえ当社の各店舗において、カードの入会を申込み、当社が入会を認めたとお客様をいいます。

第3条 (カードの発行)

- (1) 入会申込書に必要事項を記入のうえ入会した会員に対して、会員証としてカードを発行いたします。
- (2) 会員は、カードの署名欄に署名をするものとします。

第4条 (カードの提示)

カードは、会員本人であることを確認するためのものです。カードの提示がない場合は、各種サービスを利用することはできません。

第5条 (カードの利用権限)

- (1) カードは当社及びビックカメラグループの各店舗でご利用いただけます。
- (2) カードの利用は、カードに署名した会員本人に限ります。会員が署名の無いカードを提示した場合、当社は、会員に対し、第

2023/04/18 9:48

2 / 13

2023/04/18 9:4

ポイントカード会員規約

<https://www.kojima.net/shop/shopservice/se004/s04.html#>

- (1) 積み立てられたポイントは、当社及びビックカメラグループの各店舗において、次回以降の商品購入時に1ポイント=1円換算にて、購入代金の全部または一部として使用できます。
- (2) 購入代金の一部としてのポイント使用は、現金、クレジットその他当社が指定する決済方法での購入の場合に限ります。掛売（当社が承認した法人に限る。）の場合は、使用できません。
- (3) 使用するポイントに対しては、ポイントを還元いたしません。
- (4) ポイントの釣銭はありません。また換金はいたしません。
- (5) ポイントを還元した店舗以外でポイントを使用できるのは、還元した日の翌日以降となります。
- (6) 商品によっては、ポイントを使用した購入ができない場合があります。

第8条 (ポイントの有効期間)

積み立てられたポイントの有効期間は、カードの最終利用日（購入日またはポイント還元もしくは使用日）から1年間とします。この有効期間を超えた場合、積み立てられたポイントは全て失効します。失効したポイントは、復活させることはできません。

第9条 (サービスの一時停止)

コンピュータ・ネットワーク障害等でポイント、その他のサービスの利用が一時的にできない場合があります。予めご了承ください。

第10条 (商品返品時のポイントの取扱い)

会員が、購入した商品を返品またはキャンセルする場合、当該商品購入時に還元されたポイント数が減じられます。既にポイントを使用し、残数がマイナスになる場合は、現金にて精算いただきます。

第11条 (その他会員特典)

会員は、ポイントサービスに加えて、長期保険サービス、クーポン券等各種サービスを利用することができます。当社は、各種サービスの提

13条の規定による本人確認を求め、またはカードの利用をお断りする場合があります。

- (3) カードは、他人への貸与、譲渡、売買および質入はできません。
- (4) カードをお持ちであっても、同業の方にはご利用をお断りすることがあります。
- (5) 会員が、本規約に反するカードのご利用・お取扱いをされた場合、当社またはビックカメラグループで会員が不正行為（転売、再販売、その他営利を目的として当社またはビックカメラグループで商品を購入する行為を含みます。）をされた場合、そのカードは停止し、ご利用できなくなります。

第6条 (ポイントの還元)

- (1) 会員がポイント還元対象商品の購入に際し、精算前にカードを提示した場合に限り、購入金額および決済方法に応じ、当社所定のポイントを還元します。
- (2) 前項にかかわらず、カード不携帯の場合は、精算前に会員が申し出ることにより、当社は「再来店時ポイントレシート」を発行するものとし、購入日から1か月以内に、会員がこのレシートとカードを購入店舗に提示することにより、ポイントを還元するものとします。
- (3) ポイントの還元は、現金、クレジットその他当社が指定する決済方法での購入の場合に限ります。
- (4) 還元されたポイントは、当社コンピュータに積み立てられます。
- (5) ポイント還元対象商品であっても、値引きや他の特典があった場合は、還元対象外となることがあります。

第7条 (ポイントの使用)

コジマポイントカード会員規約

<https://www.kojima.net/shop/shopservice/se004/s04.html#>

供にあたり、必要に応じ、個別サービス毎に規約（以下「個別規約」といいます。）を定めることができ、会員はその規定に従うものとします。

第12条 (登録事項の変更)

会員の住所、電話番号等の登録事項が変更になった場合には、当社及びビックカメラグループの各店舗にご連絡ください。

第13条 (本人確認)

カードに署名が無い場合、または会員の申し出により登録事項を変更する場合、その他本人確認のため当社が必要と認める場合、当社は、会員に対して、運転免許証等の本人確認書類の提示を求めることができるものとします。法人の場合は、担当者の本人確認のほかに、当社が必要と認める書類の提示を求める場合があります。

第14条 (カードの紛失・盗難)

カードの紛失、盗難が発生した場合には、お早めに当社及びビックカメラグループの各店舗にご連絡ください。カードの紛失、盗難による不正利用およびポイントの失効等につき、当社は一切の責任を負いません。

第15条 (反社会的勢力の排除)

会員は、自己（法人の場合、株主・役員その他経営に実質的に関与する者を含む。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと、ならびに自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

第16条 (会員資格の失効)